

「耐震偽装経過報告 N013」に就いて

(社)長野県設計事務所協会より「耐震偽装経過報告 N013 (平成 18 年 6 月 2 日付)」が発行されました。

この報告書は、5 月 29 日に(社)日本建築士会連合会および(財)建築技術教育普及センターを除いた建築関係 11 団体が北側国土交通大臣に対して建築士法の抜本改正に向けた提言を行ったことについての会員向け報告であります。その中で、「(社)日本建築士会連合会のこのことへの対応」、そして「当会の C P D 制度のあり方」について言及されています。

今回の建築士法改正にあたり、建築生産に直接的に関わる私たち(建築関連団体)は、人々が安心して住み続けることのできる建築・まちづくりのためのシステムの再構築に向けてそれぞれの立場で真摯に対応しております。

私は、それぞれの立場での考え方の違いを理解し合いながら、手を繋いで目的に向かって行くことこそが、今、私たちに求められていると理解しています。

そのためには、「何故私たちが 13 団体の提言に同意できなかったのか」そして「私たちが実施している C P D 制度がどのようなものであるのか」を建築設計事務所協会の皆様方にご説明し、ご理解をいただき、より一層の連携を深めることが必要なことであると考えています。

本日、(社)長野県建築設計事務所協会の柳澤隆一会長にお会いして、7 月に両会の懇談会を開催することといたしました。

懇談会では上記の他、両会が関連する問題についての意見交換なども行われることとなります。この懇談会を通じてお互いの理解がより一層深まり、強い絆が生まれることを願っています。